

デジタル原則を踏まえた 規制の横断的な見直しについて

2022/05/31

第1回規制改革関係府省庁連絡会議

小林史明

デジタル庁

デジタル臨調における規制改革への取組意義

1. 現状

- 20年以上、日本の実質GDPは欧米諸国と比べ停滞。所得も伸びず。最大の要因の一つが**デジタル化の遅れ**
例) 2000年を100とした場合の日米英の2020年実質GDP：日本109.5、米139.9、英124.1（内閣府）
- 日本は少子高齢化の中で、今後人口減少が進み**あらゆる産業・現場で人手不足が進む恐れ**
例) 2019年1億2616万人のところ、2030年で1億1912万人（704万人減）、2050年で1億192万人（2424万人減）の予想（国立社会保障・人口問題研究所）

2. 政策対応（デジタル化を阻害するあらゆる規制の点検・見直しを進める）

- デジタル原則に基づいて、**4万以上の法令についてアナログ的な規制を洗い出し、3年間でデジタル原則への適合を実現**を目指す
- 規制の見直し方として年間数十件の個別案件を対象とするやり方では時間を要する。そのため、
 - 1 あらゆる企業等の持つAI・ドローン等の技術を活用するための**テクノロジーマップ**を整備し
 - 2 テクノロジーマップに応じて数千以上ある規制を類型化して**一括的な見直し**を行う
 - 3 これらを**3年間での完結**を目指す
- デジタル田園都市国家構想のデジタル基盤整備等と連動して、社会全体でのデジタル化を推進

3. ねらう効果

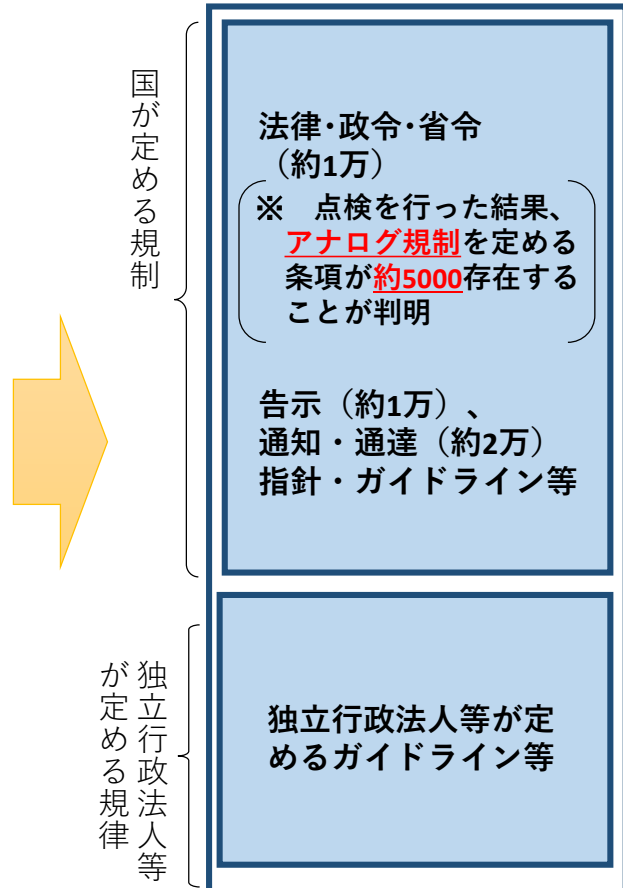
- アナログ的な規制を見直し、デジタル化の力を最大限発揮することで経済成長を実現**
経済効果の例) 中小企業のAI導入：推計11兆円、行政手続コスト20%削減：推計1.3兆円
- 現場の人手不足の問題を解消し、生産性を高め、所得の向上につなげる**
例) 建設現場における技術者の配置専任規制 → 遠隔での監督等デジタル技術の利活用の検討開始
- 先端的な技術を迅速に所管省庁の現場がとりこむことで社会全体のDXを加速**
例) 国交省の道路点検では、点検ガイドラインの整備を基軸に、最新技術を現場で活用、こうした取組を全省庁に横断的に拡大し、我が国の行政が迅速にテクノロジー活用する基盤を作る

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

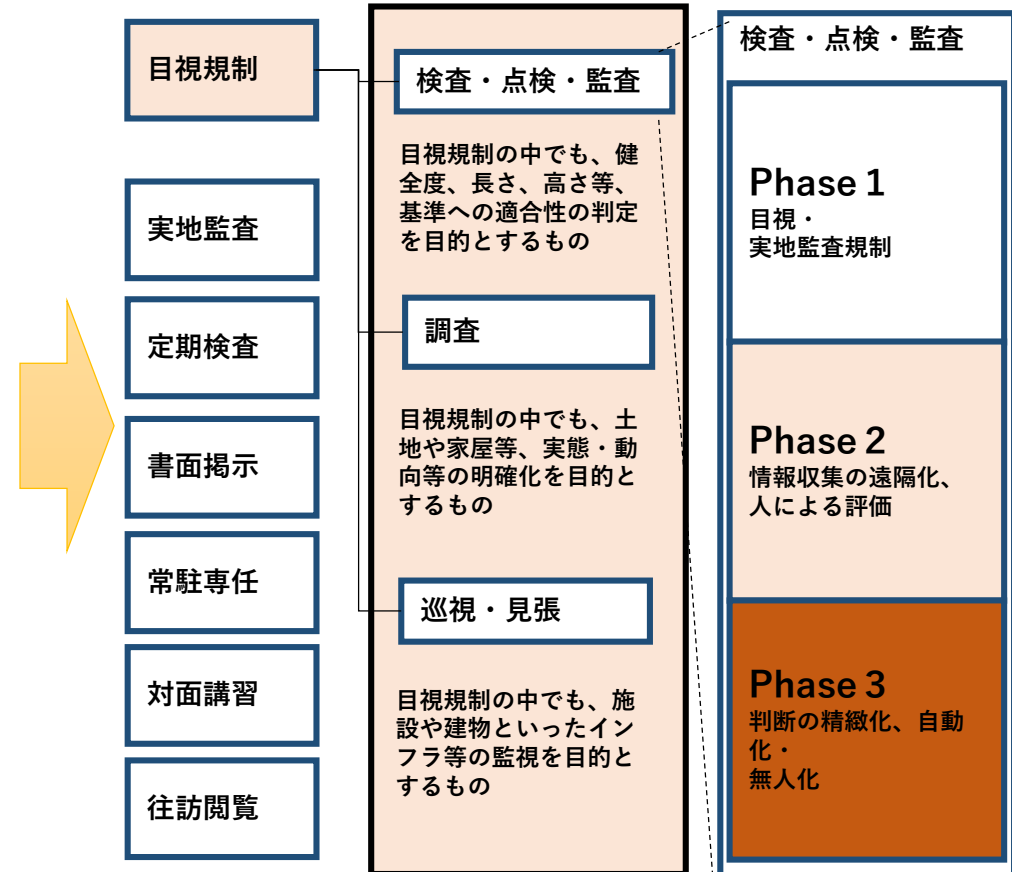
○ 構造改革のためのデジタル原則

- 原則①
デジタル完結・自動化原則
- 原則②
アジャイルガバナンス原則
(機動的で柔軟なガバナンス)
- 原則③
官民連携原則
(GtoBtoCモデル)
- 原則④
相互運用性確保原則
- 原則⑤
共通基盤利用原則

○ デジタル臨調における適合性の点検・見直し対象の規律の範囲



○ 一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方 (目視規制の例)



目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）

PHASE 1

目視・
実地監査規制

- ①法令等により「目視」「実地」「巡視」「見張人を配置」と規定
- ②法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確

一定の基準への適合性を判定
(検査・点検・監査)

実態・動向などの明確化
(調査)

監視
(巡視・見張)

類型 1

類型 2

類型 3

- ・情報収集：高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システム等を活用した動画、データ等で代替
 - ・リスク評価：人による分析・評価
- 例) 太陽光発電所の月次点検を遠隔監視・遠隔測定を可能に

- ・情報収集：高精度カメラ、ドローン等を活用した画像、データ等で代替
 - ・情報整理：人による整理
- 例) ドローンを活用した被災状況調査

監視カメラ、ドローン等により遠隔監視

例) タブレットを活用した遠隔監視システム

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

類型 1

類型 2

類型 3

- ・情報収集：同上
 - ・リスク評価：AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータ分析等による技術支援・精緻化
- 例) 橋梁、トンネルなどの道路構成施設の点検におけるAIを活用した外力性診断、3次元可視化

- ・情報収集：同上
 - ・情報整理：AI等を用いた画像認識やRPAを用いたデータ整理等による技術支援・自動化
- 例) 画像解析による交通量調査

監視カメラ、ドローン等に加え、AI等を用いた無人化

例) 監視カメラの映像からAIによる画像認識処理の検出方法を用いた不審者の特定

PHASE 2

情報収集の
遠隔化、
人による評価

人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の進歩

PHASE 3

判断の精緻化、自動化・
無人化

※PHASE 2 及び 3 とともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入による検査等を実施

定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）

PHASE 1

定期検査・
点検規制

- ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定
(第三者検査)

類型 1

自らによる一定の基準への適合の判定
(自主検査)

類型 2

実態・動向・量などの明確化
(調査・測定)

類型 3

PHASE 2

デジタル技術の活用による
規制目的の達成

[新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

[現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化）
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の
進歩

類型 1

- 第三者検査の撤廃
 - 検査周期の延長
- 常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務づけ）
- 例) 高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

類型 2

- 定期自主検査の撤廃
 - 検査周期の延長
- 常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（検査記録の保存等を義務づけ）
- 例) 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長
- 例) 高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

類型 3

- 定期調査・測定
規制の撤廃
- 常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

PHASE 3

定期の検査・調査・
測定の撤廃

書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)

PHASE 1

紙・人の介在

- ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「掲示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定
- ②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「掲示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確

講習

公的証明書等の掲示

申請等による公的情報の 閲覧・縦覧

公的証明書等以外の情報の掲示 申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

類型 1 ①

オンラインによる講習受講を可とする

- 例)
 - ・介護支援専門員更新研修
 - ・一級建築士等定期講習
 - ・危険物取扱者保安講習

類型 2 ①

インターネットの利用による公示(証明書等記載事項又はデジタル発行証明書等)を可とする

- 例)
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示

類型 3 ①

閲覧等情報のデジタル化を可とする

- 例)
 - ・農業信用基金協会の定款、事業報告書等の閲覧
 - ・食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧

類型 4 ①

掲示・縦覧等情報のデジタル化を可とする

類型 4 ②

インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする

類型 1 ②

受講申込のオンライン手続※を可とする

- 例)
 - ・一級建築士等定期講習

類型 2 ②

公的証明書等申請のオンライン手続※を可とする

類型 3 ②

閲覧等の申請等のオンライン手続※を可とする

①+②の例)

- ・住宅宿泊仲介業約款の公開
- ・都市計画案の縦覧
- ・金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧

※申込・申請等のオンライン手続に手数料のキャッシュレス納付を含む

類型 1 ③

受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする

類型 2 ③

証明書等のデジタル発行を可とする

類型 3 ③

インターネットの利用による閲覧等を可とする

PHASE 3

デジタル完結を基本とする

類型 1

申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする

類型 2

申請～証明書等発行～公示のデジタル完結を基本とする

類型 3

閲覧等情報～申請等～閲覧等のデジタル完結を基本とする

類型 4

掲示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする

常駐・専任規制の類型化とフェーズ（詳細）

①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等）
例）封印取付責任者の常駐、電気主任技術者の専任、建設業における技術者の専任 等

②利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応）
例）旅行業務取扱管理者の常駐、介護老人保健施設の管理者の常駐、産業医の専属 等

類型1

常駐

✓ （物理的に）常に事業所や現場に留まること
※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの

類型2

専任

✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

類型3

常駐

✓ （物理的に）常に事業所や現場に留まること
※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの

類型4

専任

✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

類型1

常駐義務の見直し

遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による規制緩和
【先行事例】
・火力発電所における知識及び技能を有する者の常駐

類型2

専任義務の見直し

左記技術活用による兼任の許容、専任者の資格要件緩和等
【先行事例】
・工事現場における監理技術者の専任

類型3

常駐義務の見直し

オンライン会議システムの活用等による規制緩和
【先行事例】
・宅地建物取引業を営む事業所における宅地建物取引士の常駐
・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐

類型4

専任義務の見直し

左記技術活用による業務効率化により兼任可能にする、専任者の資格要件緩和等
【先行事例】
・事業場における産業医の専任

類型1

デジタル技術の進歩等

上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃

【先行事例】
・自動車の封印取付受託者の事業場における封印取付責任者の常駐
・特定建築物における建築物環境衛生管理技術者の専任

類型2

デジタル技術の進歩等

上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃

PHASE 1

常駐・専任規制を課している

PHASE 2

デジタル技術等による見直し

PHASE 3

常駐・専任規制を課していない

各項目に係る点検・見直しの代表例

○ 目視・実地監査規制

例：河川・ダム、都市公園等の巡視・点検 (河川法、都市公園法)

(参考) 河川延長123,948km (一級・二級)、都市公園等111,525箇所
(いずれもR2)

【見直し前 (PHASE 1)】

河川・ダムや都市公園の管理者は、維持修繕のための点検を基本目視で実施

【見直し後 (PHASE 3)】

・ドローン、水中ロボット、常時監視、画像解析等の活用を進め、インフラ管理の効率化・高度化と安全性の向上を図る

○ 定期検査・点検規制

例：消火器具、自動火災報知設備等の定期点検 (消防法等)

(参考)
対象となる消火器具設置施設数：989,626件
対象となる自動火災報知設備設置施設数：629,543件 (R3.3末)

【見直し前 (PHASE 1)】

デパート、ホテル等の所有者等は、消防設備士等が行う消火器具、自動火災報知設備等の点検を定期 (6月に1回等) に実施しなければならない。

【見直し後 (PHASE 2)】

例えば、自動火災報知設備の検知部などを定期的に自動チェックして通知する機能や常時監視機能等の新技術の活用により、消防用設備等の機能の高度化を進め、防火安全性を確保しつつ、点検作業の効率化と点検費用の削減を図る。

○ 書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制

例：安全運転管理者等に対する講習 (道路交通法)

(参考) 5台以上の自動車を使用している事業所等に必置
講習受講者数：403,486人 (R2.3末)

【見直し前 (PHASE 2)】

オンラインでの講習受講、受講証明書発行は可能だが、講習の申込・手数料納入は書面

【見直し後 (PHASE 3)】

講習の申込・手数料納入から受講、受講証明書発行までをデジタル完結

例：建設業者提出書類の閲覧 (建設業法)

(参考) 建設業者の施工能力・実績、経営内容等の情報を広く提供
建設業許可業者数：473,952業者 (R3.3末)

【見直し前 (PHASE 2)】

書面で建設業許可申請→役所等へ訪問し役所備え付けPC画面上で申請書類閲覧が可能

【見直し後 (PHASE 3)】

電子システムで建設業許可申請→役所等へ訪問せず電子システムで申請書類閲覧が可能に

○ 常駐・専任規制

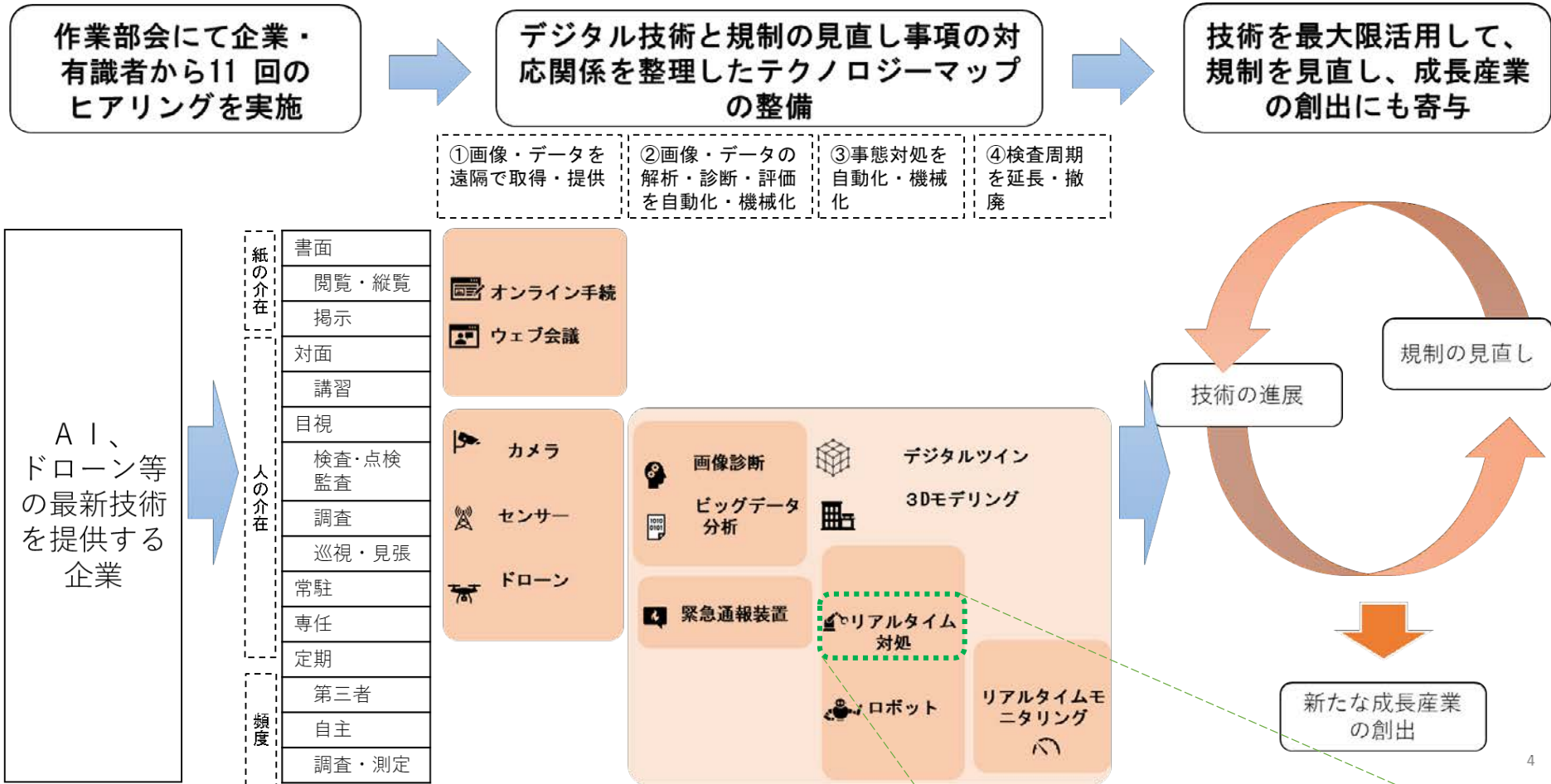
例：介護サービスの事業における管理者等の常駐等 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等)

(参考) 通所介護事業所：43,267事業所 (R2.10月)

【見直しの方向性】

- ・利用者のサービスに直接関わらない業務については、例えば、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な検討・対応を実施
- ・利用者のサービスに直接関わる業務については、論点等を整理・影響を実証又はヒアリング等で把握し、必要に応じて社会保障審議会の意見を聴きつつ検討

テクノロジーマップの活用



- 先行7項目の規制と規制の見直しに活用可能なデジタル技術との対応関係を整理し、マッピングすることで視覚的に表現
- デジタル技術の内容やどの企業等が当該技術を保有しているか等、導入に向けた必要情報を把握するため、今後、個々のテクノロジーに係る「デジタル技術カタログ」を作成

デジタル技術カタログの例

企業等名	技術名	技術概要	活用例	企業等概要
○●株式会社	▲▲システム	◆◆による遠隔操作でリアルタイムに対象物を取り除くことができる。	△△産業における●●に関する業務	連絡先：XX-XXX-XXXX

経済界要望等の全体像と対応方針

- 日本経済団体連合会等を中心に経済界より受領した約1,900件の要望等を、デジタル原則やテーマに基づき類型化した上で、先行事例を構築できた類型から、各府省庁に自主点検の実施等を依頼し、同様の規制があれば一括的な見直しを行う。
- 令和4年末を目途に主な経済界要望等については見直し方針を決定、公表する。

経済界要望等 約1,900件	
行政手続 約1,200件	行政手続以外を含む 約700件
「紙・人の介在」等に関する規制 約1,050件	「紙・人の介在」等以外の規制 約150件
<p>7つの先行検討項目 約200件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視、実地監査 ・ 定期検査・点検 ・ 常駐・専任 ・ 講習、掲示、閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ FD/CD/DVD等でのデータ保存・提出を要求
<p>残る「書面・対面規制」約850件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【民→官】申請・届出・提出に「書面」等を要求 ・ 【民→官】申請・届出・提出に「対面」を要求 ・ 【官→民】交付・通知に「書面」等を要求 ・ 【官↔民】政府調達契約で「書面」等を要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続でキャッシュレス支払いができない ・ 書面の備付け・携帯を要求 ・ 物理的な拠点設置を要求 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【テーマ別】 <p>人事・総務・経理関連 自動車関連 不動産、建築、医療介護、金融等関連 引越しに伴う住所変更手続の簡素化・効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各省間等で重複する申請・届出を異なる様式で要求 ・ 地方公共団体毎に申請・届出の様式が異なる
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認（生体認証等）や真正性（電子署名、タイムスタンプ等）がネックとなり自動化等ができない（無人店舗販売等） ・ 民間の契約当事者間で書面交付等を要求する規制がある ・ 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、書面廃止やデータ再利用ができない ・ 目的外利用規制等によりデータ再利用ができない ・ ベースレジストリ未整備等によりデータ再利用ができない（空間ID等） ・ 行政や準公共分野のデータを民間にも利用させてほしい ・ 土業の業務独占や判定基準・手法の限定、もしくは基準が不明確等のためデジタル技術が活用できない ・ 国内外のイコールフットイングを確保してほしい <p style="text-align: right;">等</p>

地方公共団体における取組の支援

考え方

- 我が国において、福祉、消防、道路・河川等のインフラの整備など、**国民生活に密接に関連する行政サービスの多くは、地方公共団体が実施**

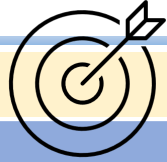
⇒ より多くの国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感するためには、全国の地方公共団体におけるデジタル化（規制改革・行政改革）の取組が不可欠

- 各地方公共団体が、**国におけるデジタル化の取組と協調し、自主的な取組を推進していけるよう、デジタル臨調としても支援する必要**

具体化

- デジタル臨調における国の法令等の点検・見直し作業の状況を踏まえ、令和4年12月末までに、以下の内容を含む**地方公共団体向けのマニュアル等を公表**
 - ・ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しに関する手順案（マニュアル）
 - ・ 先進的な取組事例の紹介
 - ・ 国の法令等の点検・見直しの概要
- 上記について、**地方公共団体に周知し、自主的な取組を一層推進**するため、公表と併せて、地方六団体に対して趣旨の説明や地方公共団体の担当者向けのオンライン説明会を実施
- 公表後、地方公共団体に対してアンケートを実施し、**取組状況や取組の支障となっている課題について聴取する**とともに、必要に応じ助言

法令等のデジタル原則適合性の確認プロセス



法令等のデジタル原則適合性を自律的かつ効率的に確認できる体制及びプロセスの構築を目指す

具体的な方向性

- 1 具体的な指針の策定を行う**
 - ✓ 政策企画の早い段階から各府省庁が自律的に考慮できる指針をデジタル庁が策定
 - ✓ 指針の策定/改定に際しては、公の会議体で議論
- 2 デジタル原則適合性確認プロセスを立法プロセス等へ組み込む**
 - 【新規立案】
 - ✓ 法律案・政令はデジタル庁が主体的に確認（内閣法制局予備審査前を想定）
 - ✓ 省令以下は各府省が決定前に確認（パブリックコメント前を想定）
 - 【既存法令】
 - ✓ 今後、技術の進展、国民の要望、執行状況等を踏まえ公の会議体による検討を経てデジタル庁が点検
 - 【税関係法令等の取扱い、規制の政策評価等の既存の取組との連携】
 - ✓ 詳細設計に際し検討
- 3 執行調整プロセスを制度化する**
 - ✓ 各府省が執行に向けたシステム、手続フロー、体制を事前にすりあわせるプロセスを設計・制度化

